

尼崎市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年7月23日 午後4時8分～午後6時20分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
教 育 次 長	西 野 信 幸
事 務 局 参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	尾 田 勝 重
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 運 営 部 長	梅 山 耕 一 郎
学 校 教 育 部 長	平 山 直 樹
教育総合センター所長	西 川 嘉 彦
社 会 教 育 部 長	牧 直 宏
企 画 管 理 課 長	高 木 健 司
施 設 整 備 担 当 課 長	山 口 泰 範
学 務 課 長	池 下 克 哉
中 学 校 給 食 担 当 課 長	小 島 大 作
学 校 教 育 課 長	高 橋 利 浩
教 職 員 の 学 び 支 援 課 長	重 信 親 秀
社 会 教 育 課 長	久 山 修 司
歴 博 ・ 文 化 財 担 当 課 長	楞 野 一 裕
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	荻 田 昭 憲
中 央 公 民 館 長	伊 藤 裕 章

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 報告第3号 潮小学校校舎増築等工事請負契約の変更契約について
- (2) 議案第35号 尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第36号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- (4) 議案第37号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (5) 議案第38号 平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について
- (6) 議案第39号 尼崎市社会教育委員の委嘱について
- (7) 議案第40号 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について

(8) 議案第41号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(9) 議案第42号 尼崎市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

(1) 尼崎市立中学校弁当事業者の選定結果について

(2) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2の「議事」について、「報告第3号 潮小学校校舎増築等工事請負契約の変更契約について」、「議案第35号 尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第3号」及び「議案第35号」は、公開しないことと決しました。次に、日程第2「議事」の「議案第37号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」、「議案第39号 尼崎市社会教育委員の委嘱について」、「議案第40号 尼崎市文化財保護審議会委員の委嘱について」、「議案第41号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、及び「議案第42号 尼崎市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第37号」、「議案第39号」、「議案第40号」、「議案第41号」、及び「議案第42号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 6月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしく願いいたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。6月定例会議事録を、報告

のとおり承認することに異議ございませんか。

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第36号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。お手元の資料28ページをお開き願います。「議案第36号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」議決を求めらるものでございます。29ページをお開き願います。教育委員会評価につきましては「6 事業評価」の「これまでの取組の成果と課題」には、平成29年度実施内容を記載したものでございます。また平成29年度の各課題に対応して30年度に取り組む内容としますが、右の表の「平成30年度の取組」でございます。その「平成30年度の取組」から、翌年度以降、新規拡充に繋がる提案につながる項目がある場合には、その下、「新規拡充に繋がる提案につながる項目」に明記しております。帳票といたしましては、「02 生涯学習」につきまして29ページから30ページ、「03 学校教育」につきまして31ページから34ページ、「14 魅力創造・発信」につきまして35ページでございます。また参考といたしまして、施策評価表を添付しております。「04 子ども・子育て支援」は36ページから37ページ、「05 人権尊重・多文化共生」につきましては38ページ、「14 魅力創造・発信」につきまして39ページに記載しております。説明は以上でございます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第36号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第36号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第38号 平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。それでは、「平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」を説明させていただきます。5月の教育委員会で決定されました『教科用図書採択に関する基本方針』に基づき、義務教育諸学校用教科用図書につきましては、6月4日と7月2日に、各高等学校につきましては、7月5日までの間に選定委員会が開かれ、平成31年度に使用する教科用図書について調査、研究いたしました。お手元の資料は、選定委員会の審議を経て作成された報告書並びに、申請書です。本日は、この資料に従ってご説明いたしますので、

ご審議いただき、平成31年度に尼崎市立学校で使用する教科用図書を採択いただきますようお願いいたします。まず、義務教育諸学校の教科用図書についてご説明いたします。資料は「平成31年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に係る資料」をご用意ください。表紙にありますように、1ページ目に「基本方針」2ページに、平成31年度に継続使用する「小学校『特別の教科 道徳』の教科用図書と中学校の道徳以外の教科用図書」、3ページに「小学校の道徳以外の教科用図書」、4ページから5ページに、「中学校『特別の教科 道徳』の教科用図書」6ページから31ページに、特別支援学級、尼崎養護学校小学部・中学部において使用される「一般図書」を載せております。では、それぞれについてご説明いたします。

2ページをご覧ください。検定済教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」により、同一の教科用図書を採択する期間が4年と定められております。平成31年度は、採択替えを行わない年のため、現在使用している「小学校『特別の教科 道徳』の教科用図書と中学校の道徳以外の教科用図書」を引き続き使用できるように、採択をお願いいたします。

松本教育長                    それでは、義務教育諸学校用の検定済教科用図書について、審議します。継続使用の教科用図書については、報告通り採択でよろしいでしょうか。

教育委員                    異議なし

松本教育長                    続いて、小学校の道徳以外の教科用図書について、説明を求めます。

学校教育課長                3ページをご覧ください。小学校の道徳以外の教科用図書につきましては、4年に1度の採択替えの年にあたります。しかしながら、学習指導要領の改訂に伴い、平成31年度の1年間のみの使用となることから、現行の教科用図書を継続しても差し支えないか調査したところ、「継続使用が望ましい」との報告を受けております。以上で説明を終わります。審議をお願いいたします。

松本教育長                    それでは、小学校の道徳以外の教科用図書について、審議します。報告通り、現行の教科用図書を継続使用するとの採択でよろしいでしょうか。

教育委員                    異議なし

松本教育長                    続いて、中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書について、説明を求めます。

学校教育課長                4ページ5ページをご覧ください。平成31年度から実施する中学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、今回が初めての採択となりますので、選定委員会が調査した内容から、各教科用図書の特徴的な事柄を、全ての発行者

についてご説明いたします。表の発行者番号順に説明いたしますが、比較しやすいように、各者1年生の教科用図書を参考にご説明いたします。【東京書籍】についてです。『参考事項』の欄をご覧ください。ホワイトボード用紙、ふりかえりシートが教科用図書に付いており、意見交換の際に活用したり、自分自身の変容、成長を記録したりできるのが、特徴です。【学校図書】についてです。『構成』の欄をご覧ください。各教材の最後にある「学びに向かうために」に、中心発問や自己を見つめる発問がおおむね3つあり、特に意見交換を促す問いが設定されており、【教育出版】についてです。『参考事項』の欄をご覧ください。コラムなどが少なく、学習内容を焦点化しているという特徴がございます。一方で、各読み物教材の出典が明記されていないものがあり、すべて明記されていたほうが、指導しやすいとの指摘がありました。【光村図書】についてです。『参考事項』の欄をご覧ください。中心発問に向かうための補助発問「見方を変えて」によって、話し合いを活発にしたり、考えを深めたりすることができるようになっている点が、本市で指導するにあたり、適していると考えられます。【日本文教出版】についてです。『参考事項』の欄をご覧ください。第1学年で「いじめ」に関する教材が多くあり、いじめ問題に対応する力を育む観点から、有効な教科用図書と考えております。また、特設ページ「プラットフォーム」では、本市の課題に合った題材が取り上げられており、本市の生徒が学ぶべき題材として、適していると考えられます。【学研教育みらい】についてです。『構成』の欄をご覧ください。どの教材も、テーマが明示されていないことにより、生徒が自ら問題意識を持てるようになっております。【廣済堂あかつき】についてです。『構成』の欄をご覧ください。各教材に主題が明示されていないことにより、生徒が自ら問題意識を持てるようになっております。【日本教科書】についてです。『構成』の欄をご覧ください。主題が明示されていないことにより、生徒が自ら問題意識を持てるようになっております。一方で、『参考事項』にもありますように、巻末に振り返りの自己評価表が付いていますが、表現がやや断定的であるという指摘がありました。説明は以上です。4ページ5ページの、中学校『特別の教科 道徳』の教科用図書について、審議していただき、いずれかの教科用図書の採択をお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 教材のテーマは示した方がいいのか。現場の声は。

学校教育課長 学研教育みらい、廣済堂あかつき、日本教科書は主題が明示されておらず、生徒は自ら問題意識を持てるようになっております。一方、東京書籍は主題が明示されすぎており、生徒の考えの妨げになるかもしれないと選定委員会から報告がありました。

磯田委員 教科書の大きさについては、どう評価したらいいのか。

学校教育課長 学研教育みらいだけがA4判となっており、文字が小さく見えることから読みづらいつとの指摘がありました。

濱田委員 持ち運びについてはどうか。他の教科書のサイズは。

学校教育課長 他の教科については、A4判とB5判の2種類があります。

磯田委員 限られた時間の中で、指導しやすい教科書は。

学校教育課長 教育出版はコラムが無く、学習内容が焦点化されており、1コマ内で指導しやすいとの報告がありました。また、学校図書については、「心の扉」のページが充実しているが、1コマの時間で取り扱うには、時間が足りなくなる恐れがあるとのこと。

濱田委員 別冊ノートについての評価は。

学校教育課長 別冊ノートは日本文教出版と廣済堂あかつきが採用しています。中学校の発達段階においては、自分の意見を書いてまとめた後、友達の意見を書きながら議論を深めることは可能だという意見でした。日本文教出版は、自分自身の変容や成長を記録することができるのに加え、保護者記入欄もあり、家庭との連携ができるという評価を受けております。一方、廣済堂あかつきは、教材ごとのワークシートといった内容ではなく、内容項目の理解を助けるものであり、授業で扱うのは、時間的に難しい面があります。

徳山委員 昨年度、小学校の道徳の教科書は学研教育みらいを採用しており、その時の議論では、別冊ノートを使うのは煩わしいという議論だったと思うが、中学生についてはどうか。

学校教育課長 学研教育みらいは、小学校と中学校の教科書で、構成が異なっております。小学校は、各教材のはじめに主題が明示され、最後の発問が2つあります。一方、中学校の教科書は主題がなく、発問が1つであります。

小・中学校で同じ教科書会社の教科書を使わなければならない、という視点ではなく、小・中それぞれの発達段階や、実情に合った教科書が相応しいと考えています。

松本教育長 生涯学習プラザの設置やたばこ対策の条例制定など、尼崎市の動きがある中で、道徳を教えるにあたって、地域の課題と関連付ける必要があると思うが、選定委員会の方では、そういった視点での議論はなされたのか。

学校教育課長 選定委員会からは、日本文教出版の教科書は、「いじめ」「アンガーマネジメント」「交通安全」「情報モラル」など、本市が重点的に取り組んでいる課題に沿ったテーマで、本市の生徒たちに考えさせたい内容になっていると聞いています。

磯田委員 意見として申し上げるが、全ての教科者にカラーユニバーサルデザインに配慮しているとの記述があるが、実際見にくい色がある教科書があるそうなので、いじめにも

繋がりがねないので、今後点検を強化してもらい、改定前にでもまた報告もお願いします。

仲島委員

今回の教科書は8社ともボリュームが多く、重量も重い。太くて、内容が詳しい教科書がいい教科書と思込んでいる人が多いが私はそうではないと思っている。兵庫県の副読本「こころ かがやく」などは薄くて軽い。内容が充実している教科書の方が、先生方は授業しやすいと思うが、授業をする先生方の授業レベルは落ちていくと思う。また、これらの教科書はほとんどが35コマ用で、1回の授業で1つの教材を終わらせるようにできている。でも、文部科学省が推奨する「考えさせ議論する」道徳の授業なら、1つの教材を1コマで完結させることは到底不可能だと思っており、もう少し教材を減らして、じっくり議論させる方が子どもたちにとって、生きる力に繋がると思う。道徳は教科書を教える教科ではなく、教科書で教える教科だと昔から言われている。個人的には、教科書会社に、シンプルで薄い教科書を作って欲しいと思っている。今回の採択では、まず、小学校と同じ学研教育みらいがいいと感じていたが、尼崎市の現状の生徒や教員に目を向けた時に、日本文教出版の教科書が向いているのではないかと感じている。私がこれまで見てきた中では、中学校の教員の道徳の授業はワンパターンだという印象を持っている。そこで、この日本文教出版の教科書で授業を進めることにより、教員の授業力がさらに上がればいいなとも思っている。また、保護者欄があるのも、親が中学生の子どもの心情や感じていることに触れることができる点について、非常に良いと感じている。次回また道徳の教科書を採択する時には、同じ教科書ではダメだと思うし、教員たちも次のステップに進んで欲しいと感じている。

徳山委員

いじめの問題が盛り込まれているのは非常に評価すべきで、日本文教出版と東京書籍がいいと感じている。また、尼崎市は平坦な地形のため、自転車がとても普及しており、自転車を題材として取り上げているのも日本文教出版で本市の地域特性に感じていると感じた。あと、どの教科書会社も、世界で活躍した日本人を題材として用いているが、日本人に限定せず、世界のために貢献した偉人を多く取り上げているのが、廣済堂あかつきと日本文教出版であり、これら総合的に判断し、日本文教出版が最も本市の教科書に適していると考えている。

濱田委員

教科書のサイズは小さい方がいいと思う。また、日本文教出版のプラットフォームが子ども達の生活に密着しているので本市の教科書に適していると思う。また、保護者欄についても非常に良いと思う。

徳山委員

日本教科書の目次を見て感じたのだが、学習指導要領の内容項目に沿って、テーマが示されすぎていて、これでは教員は指導しにくいのではないかと感じた。

松本教育長

これまでの教育委員からの意見をまとめると、使いやすさ・教えやすさ・内容・地域課題への貢献度・デザインなどへの評価を総合的に判断して、尼崎市の中学校の道徳の教科書としては、日本文教出版の「あすを生きる」を採択することでよろしいで

しょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 続いて、特別支援学級、尼崎養護学校小学部・中学部において使用される、学校教育法附則第9条に基づく「一般図書」について、説明を求めます。

学校教育課長 次に、資料の6ページから31ページの、特別支援学級、尼崎養護学校小学部・中学部において使用されます、学校教育法附則第9条に基づく「一般図書」についてご説明いたします。特別支援学級、尼崎養護学校小学部・中学部におきましても、通常の教科用図書を使用しますが、障害の特性や程度など、それぞれの児童生徒に適した図書を、教科用図書として採択することができます。そこで、選定委員会では、絵本など様々な図書の中から、本市の児童生徒に適した図書を教科用図書として選定し、教育委員会で採択された後、各学校が、これらの図書の中から、さらに一人ひとりの児童生徒に応じ、使用する教科用図書を決定していくこととなります。では、6ページをお開きください。ここから15ページまでは特別支援学級に在籍しております児童生徒用の一般図書でございます。平成31年度用は、特別支援学級の児童生徒数が増えたことにより、図書の数は10冊増加しています。では、代表的な図書を紹介します。14ページをお開けください。95番の『学研の頭脳開発 おかねのれんしゅうちょう』という本です。この本は、主に算数の教科用図書として選定しております。お金を実物に近い絵やカード、シールなどでわかりやすく学習できるようになっています。次に、尼崎養護学校の児童生徒が使用する図書です。16ページから24ページが小学部で、25ページから31ページが中学部となっています。いずれの図書も、重度で重複の障害がある児童生徒にとっては、生活経験の乏しさを補うために、より具体的で、生活に結びついた題材を取り扱っている本で、興味関心を持ちやすいように写真や挿絵、書体などが配慮された本を選定しております。また、紙質なども、破れにくくなっていたり、唾液等がついても対応できるものを選定しております。さらに、視覚及び聴覚支援が必要な児童もおりますので、触れると音が出るものや感触を味わえるものも選定しております。では、小学部の図書を説明いたします。小学部におきましては、新たに30冊を加え、109冊の図書をあげております。そのうちの1冊を紹介いたします。23ページ102番をご覧ください。『マイクでうたおう(ポカポカフレンズ)』という本です。この本は、主に音楽の教科用図書として選定しております。取り外して使えるマイクの絵本で、自分の声を録音・再生して楽しむことができます。童謡6曲とメロディごとに異なる効果音が、全部で17種類あります。続いて、中学部の図書を説明いたします。中学部におきましては、新たに26冊を加え、85冊の図書をあげております。30ページをお開けください。66番をご覧ください。『地球のひみつをさぐる』です。飛び出るしかけなどを通して、地球について学ぶことができます。以上で、特別支援学級、尼崎養護学校小学部・中学部の「一般図書」についての説明を終わります。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。



徳山委員           この図書は、特別支援に関係する先生が子どもの状態や特性を見て、選定したものなのか。

学校教育課長       その通りでございます。

松本教育長           義務教育諸学校用の特別支援に係る一般図書について、報告のとおり採択することよろしいでしょうか。

教育委員           異議なし

松本教育長           続きまして、市立高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科用図書について説明を求めます。

学校教育課長       市立高等学校及び特別支援学校高等部使用の教科用図書について説明いたします。「平成31年度使用尼崎市立高等学校教科用図書の採択に係る資料」をご用意ください。高等学校の場合は、各高等学校ごとに選定委員会を設置し、各校で設定した『選定方針』に基づき教科用図書を選び、選んだ教科用図書を教育委員会に申請する形を取っております。資料では、1ページに、『採択に関する基本方針』『各校の教育課程』。2ページから16ページは、各校が申請した教科用図書を掲載しております。各校が申請した教科用図書のうち、特徴的なものをご説明させていただきます。

2ページをお開きください。尼崎高等学校が、申請している教科用図書の一覧です。上に『選定方針』。その下の一覧表は、教科ごと、学年ごとに記載しております。一番右の欄「選定理由」のところに『○印』がついているものは、昨年度まで使用していたものから内容が変更している教科用図書です。尼崎高校は、選定方針として、1本校の教育課程を実施するにあたり、標準的な内容から発展的な内容を含み、現代社会の進歩にも対応したものを選ぶ。2進学希望が多い生徒の実態を踏まえ、進学指導に適した内容の教科用図書を選定する。となっており、その特徴は進学指導に対応する選定でございます。2ページのNo.1、2【国語】の教科用図書をご覧ください。No.1は、第一学習社の『高等学校 改訂版 新訂国語総合 現代文編』は1年全員が使用します。No.2は古典編です。どちらも、定番教材と最新テーマの作品をバランス良く配置しており、内容も興味関心を引くものが多く、表現力育成にも配慮した構成となっております。基礎から発展への展開も適切であります。以上で尼崎高校の説明を終わります。

続きまして6ページをお開きください。尼崎双星高等学校が、申請している教科用図書の一覧です。尼崎双星高校は選定方針として、学習指導要領の趣旨に従い、本校における生徒の興味・関心・意欲・適性・能力等を十分考慮し、教育課程上最適であるものを選定する。各教科ごとに教科用図書の記述内容の研究・調査を実施し、さらに地域社会等の要望を考慮し、総合的見地から選定する、となっております。尼崎双星高校の特徴は、普通科、商業学科、ものづくり機械科、電気情報科があることとなります。「簿記」などの商業関係の科目を普通科の生徒が選択履修することも可能とな

っております。

では、普通科の教科用図書についてご説明いたします。8ページのNo. 37の【地理】の教科用図書をご覧ください。帝国書院の『新詳地理B』です。この教科用図書は、2年生から使用します。單元ごとに詳細な記述がなされており、写真やグラフ等も充実しております。また、地域ごとの特色や歴史、文化などに関しても十分な説明があり、進学指導に適した内容の教科用図書となっております。続いて専門学科の教科用図書を説明いたします。11ページの【商業】の教科用図書をご覧ください。No.101の『経済活動と法』は、商業学科の3年生が使用します。この教科用図書は、難解な法律用語を丁寧に解説して理解しやすい内容になっています。イラスト・図解・事例もわかりやすいつくりになっています。以上で尼崎双星高校の説明を終わります。

続きまして13ページをお開きください。琴ノ浦高等学校が、申請している教科用図書の一覧です。琴ノ浦高校は選定方針として、1本校生徒の能力に応じた内容であること。2豊富な資料と解説が付帯し、文章等分かりやすい構成であること。となっております。定時制であります琴ノ浦高校の学習におきましては、「基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る」ことに重点を置き、教科用図書も「わかりやすさ」に重点を置いて選んでおります。

14ページのNo.28をご覧ください。【情報】の教科用図書です。東京書籍の『新編社会と情報』は1年生が使用します。以前の教科用図書より、説明が詳細で文章量も多く、生徒の実態に即しています。さらに、図も分かりやすく、付属資料がたくさんあり、自学自習にも活用できます。なお、琴ノ浦高校は、2年生より「普通科系列」「商業系列」「工業機械系列」「工業電気系列」に分かれますので、専門学科の教科用図書も使用いたします。以上で琴ノ浦高校の説明を終わります。

最後に、尼崎養護学校高等部の教科用図書について説明いたします。16ページをお開けください。最後に17ページ18ページをお開けください。尼崎養護学校高等部におきましても、通常の教科用図書を使用しますが、年々重度・重複障害を有する生徒が増加しておりますことから、生徒一人ひとりの特性に応じた教科用図書として、「一般図書」も選定しております。

以上で、高等学校用として選定された教科用図書の説明を終わります。どうぞ、よろしく願います。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 各高等学校ごとの選定方針を明示してくれているのはいいのだが、これらの教科書を使用して、各学校の学力や特色がどうなったのかという報告をまた随時上げてほしい。

学校教育課長 分かりました。

仲島委員 高等学校は教科書は生徒が買うものだと思うが、全て買うとどれくらいの負担になるのか。

学校教育課長 1学年で2～3万円くらいになります。

松本教育長 説明がありましたが、高等学校用の教科用図書についていかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 それでは、高等学校用の教科用図書については報告のとおり採択いたします。以上を持ちまして、「平成31年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択について」の議題を終わります。

松本教育長 ここで、職員の入替えをいたします。

松本教育長 続きまして、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「尼崎市立中学校弁当事業者の選定結果について」を議題とします。

松本教育長 説明を求めます。小島中学校給食担当課長。

中学校給食担当課長 中学校給食担当課長でございます。尼崎市立中学校弁当事業者の選定結果についてご報告させていただきます。74ページをお開き願います。1事業者選定について、現在、全中学校で実施している中学校弁当の事業者選定について、尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会を設置し、応募事業者から提出された企画提案書等の書類審査とプレゼンテーション審査により、総合得点の上位事業者を選定したものでございます。なお、選定委員会の委員は学識経験者3人、保護者2人、中学校長2人の計7人となっております。2選定委員会の開催状況としまして、第1回の選定委員会を平成30年5月9日に開催いたしまして、募集要項、選定基準についてご協議いただいております。第2回で第1次審査、第3回で第2次審査のプレゼンテーション審査を行いまして、第4回で事業者選定、意見書(案)についてご協議いただいております。3応募事業者数等につきましては、応募事業者は2社から応募があり、選定事業者を1社選定いたしました。4選定事業者及び次点事業者について、1位に選定されましたのはナフス南株式会社で、700点満点中568点の得点となっており、ナフス南株式会社は現在の事業所でございます。2位の事業者は日本誠食株式会社で444点となっております。5選定事業者の提案内容について、(1)見積額としましては配送及び回収業務が4,429円で提案上限金額より234円の減額、販売員配置業務が3,018円で提案上限金額より387円の減額となっております(2)提案内容につきましては、①今年度から実施しております当日販売について、現行のカレーライスにハヤシライスを加え、週替わりで展開する、②利用率向上に向けた取組として、注文数から人気メニューを把握し献立に反映する、③リクエスト献立週間の実施や、学期に2～3日の50円値引きキャンペーンを実施する、④販売員配置時間を30分削減し、経費節減を図る、というものでございます。説明は以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 700点満点の理由を教えてください。

中学校給食担当課長 1人100点の持ち点で、7人の選定委員がいますので700点満点になります。

仲島委員 合格ラインの点数はいくらか。

中学校給食担当課長 最低点数は設けておりませんが、今回であれば選定された業者は568点ですので、100点満点に換算しますと81点になり8割以上を満たしております。

仲島委員 合格ラインの最低点数を決めるべきではないのか。

中学校給食担当課長 委員からも特段、最低点数について設けるべきという意見はなく、今回8割を超える点数ですので、問題ないと考えております。

徳山委員 100点満点の内訳とは。

中学校給食担当課長 審査項目として10項目、その中で評価項目として15項目ありまして、各点数を付けています。委員全員が選定された事業者を選んでおり異論はない状況です。

学校運営部長 補足ですが、合格の最低ラインがなかったのは事実ですが、全ての項目で6割以上の点が付いており、著しく低い点数が付いた項目がなかったため、最終的には全委員一致で異論はありませんでした。

仲島委員 合格の最低ラインは設けるべきではないのか。

学校運営部長 良い、普通、悪い、でだいたいこの点数をつけてくださいと委員には事前にお示ししておりましたが、今後また気を付けます。

徳山委員 実際に委員は試食して、その評価も点数としているのか。

中学校給食担当課長 そのとおりです。

磯田委員 事業の終息が見えており、設備投資もできないハードルが高い状態であるのに、2社もよく手を挙げてくれたと思う。その中で、選定委員が安全面と味を一定評価しているというだけでも今回は十分ではないかと思う。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。  
次に、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。説明を求めま

す。楞野歴博・文化財担当課長。

歴博・文化財担当課長 歴博・文化財担当課長でございます。お手元の資料75ページをお開き願います。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。この諮問は、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、諮問するものでございます。諮問先は、尼崎市文化財保護審議会でございます。尼崎市文化財審議会はそれぞれ各分野の学識経験者5人で構成されておりまして、現在の委員は、資料80ページの中ほどに掲載の名簿のとおりでございます。恐れ入りますが、75ページにお戻り願います。諮問日は、平成30年7月27日でございます。諮問内容は「平成30年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。

次に、審議会にて調査・審議いただく尼崎市指定文化財の候補物件ですが、事務局からご提案する3件につきましてご説明をさせていただきます。1件目の候補物件名は、「東園田遺跡出土 イイダコ壺」で、数量は490個でございます。所有者は尼崎市、所在地は尼崎市東七松町1丁目23番1号でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。この資料は、尼崎市東園田町1丁目から2丁目にかけて所在する弥生時代から古墳時代後期にいたる集落遺跡であります東園田遺跡の第29次発掘調査の際、今から約2000年前の弥生時代中期後葉の土層から出土しました490個のイイダコ壺でございます。地面にまとめて置かれた状況で発見され、出土状況から大きく4つのグループに分かれており、これは、イイダコ壺を縄で結んで使用した単位と考えられます。4グループのうち、Cグループからは絵画が描かれたイイダコ壺が出土しております。口径は3.4cm×4.4cmの楕円形で、器高は8.7cm、厚さは0.3cm、重量は100gでございます。また、縄を通す孔が開けられています。シカと斜格子が描かれており、シカは足を突っ張り、なにかに飛び込むような、躍動する姿が忠実に描かれています。斜格子は右上から左下に12本、左上から右下に10本の直線で描かれており、海や川等の大きなものを意味すると考えられます。当時のイイダコ壺漁操業の様子を垣間見ることができる、全国的にも希少な例であるとともに、その中に全国で唯一イイダコ壺にシカが描かれた絵画土器が含まれておりますことから、当時の漁と祭祀の関わり の解明にもつながる可能性があります。また、多量のイイダコ壺を比較観察できる良好な資料であり、弥生時代のイイダコ壺漁を解明する上でも貴重であると考えられます。なお、絵画土器のイイダコ壺と検出状況の画像は、次のページ、76ページに掲載のとおりでございます。

続きまして、2件目の候補物件名は、「享保元年尼崎城堀浚願図」で、数量は1枚でございます。所有者は尼崎市、所在地は尼崎市東七松町1丁目23番1号でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。享保元年(1716)9月18日に尼崎藩が尼崎城の堀に溜まった土砂を取り除くための工事を幕府に願い出た際の図面でございます。平成12年3月に尼崎市教育委員会が取得しました。もとは折りたたまれておりましたが、取得後に保存処理を行い、仮巻装として紙箱に収納しております。本紙の法量は縦97.2cm、横87.7cmで、保存状態は良好でございます。堀の水が流れているところと、土砂が溜まったところが色分けして示され、工事箇所には堀幅の記載があるほか、余白には、願い出の趣旨が記されています。大名の城郭普請については、幕府の制御下におかれ、新規普請の禁止と修葺許可申請が

明示され、江戸時代を通じて厳格に適用されました。各藩にとって城郭修葺工事は必要不可欠であると同時に、その許可申請は藩の存続に関わる重要施策として慎重に扱われました。日付とともに、尼崎藩主松平遠江守忠喬の署名と花押が据えられているこの絵図は、紙質・大きさからも幕府への提出図の控、あるいは提出用の原図と考えられ、年代の分かる城絵図として資料価値が大変高いといえます。石垣や櫓なども大変丁寧、かつ正確に描かれているほか、松平氏時代の他の絵図には見られない櫓等が描かれていること、さらには、年季が記されていることから、尼崎城の変遷の指標でもあり、他の尼崎城絵図の景観年次を推定する基本資料となるものと考えられます。モノクロでございますが、画像を78ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、3件目の候補物件名は、「安永七年尼崎城石垣櫓修補図」で、数量は1冊でございます。所有者は尼崎市、所在地は尼崎市東七松町1丁目23番1号でございます。次に、資料の概要について説明させていただきます。安永7年(1778)12月に尼崎藩が、尼崎城の石垣と櫓の修葺を幕府に願い出た際の図面で、平成4年7月に尼崎市に寄贈され、尼崎市立地域研究史料館に収蔵されています。折りたたまれて袋に入れられ、現在はさらに帙に入れられております。本紙の法量は縦95.5cm、横99.5cmで、裏打ちがされおり、保存状態は良好でございます。合計7カ所に及ぶ修葺箇所が図中に赤線で示され、場所と修葺部の高さ、幅が表記されているほか、余白には修葺箇所をまとめた覚書と年号、尼崎藩主松平遠江守忠告の花押を据えた署名があります。尼崎城は宝暦7年(1757)に大規模な石垣普請を願い出ており、安永年間(1772～81)にも石垣普請の最中でしたが、安永3年(1774)に大風高汐の被害が発生したことから追加普請が必要となったものと考えられます。大名の城郭工事につきましては、先ほどの2件目の候補物件でもご説明しましたとおり、幕府の制御下にあり、各藩にとって城郭修葺普請は必要不可欠で、その許可申請は藩の存続に関わる重要施策として慎重に扱われました。尼崎藩主の署名と花押が据えられている本図は、紙質・大きさからも幕府への提出図の控か、提出用の原図と考えられます。また、尼崎市指定文化財に指定されている、前年の安永6年(1777)8月付の同内容の願図が教育委員会収蔵資料にありますが、こちらには花押がなく、検閲用に作成されたものと見られます。両者を比較しますと記載された内容が一部、異なっておりますので、安永6年に検閲で修正の指示が出され、1年以上かけて修正が行われ、翌7年に本図の出願に至ったと考えられ、被害発生から正式な修理工事の願い出までにかかなりの期間を要している様子が窺えます。正確な描写で、かつ、年代の分かる城絵図として注目される資料でございます。モノクロでございますが、画像を79ページに掲載しておりますので、ご参照ください。

最後に、今後の予定ですが、来る27日に開催予定の第1回の尼崎市文化財保護議会にて、ただ今、ご説明申し上げました3件の候補物件を事務局からご提案することにいたしております。候補物件としてご審議いただくことに決しました後は、10月中旬に開催を予定しております第2回の審議会にて実物調査をしていただき、その結果を踏まえ、12月中旬に開催予定の第3回の審議会にて答申をいただく予定でございます。答申をいただきました後は、尼崎市指定文化財の指定についての議案を教育委員会に上程させていただきます、本年度の文化財指定についてご審議いただきたいと考

えております。なお、80ページから82ページにかけまして、本年7月1日現在の尼崎市指定文化財の一覧表、82ページに中ほど以降に関係法令の抜粋を付けさせていただいておりますので、あわせてご清覧願います。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 以前から文化財収蔵庫にあるイイダコ壺は、絵が描かれていないのか。

歴博・文化財担当課長 文化財収蔵庫で現在展示しておりますのは、今回候補物件としてご提案する絵画土器を中心に約100個程を展示しております。絵画土器は490個のうち1個だけですが、すべて同じ発掘調査の時に出土したのになります。

松本教育長 なぜイイダコ壺と判断できたのか。

歴博・文化財担当課長 口径3センチと小さいためイイダコ壺であると判断しました。

松本教育長 イイダコ壺が発掘された第29次発掘調査調査はいつ行われたのか。

歴博・文化財担当課長 平成15年4月2日から8月30日まで、マンションの建設に伴い実施されました。大規模な発掘調査で、出土した遺物はコンテナに収納しますが、総数は550箱という膨大な量になりました。

松本教育長 なぜこのタイミングで提案することになったのか。

歴博・文化財担当課長 埋蔵文化財の場合は、発掘調査現場から出土した遺物はコンテナに収納して文化財収蔵庫に運び、洗浄作業で泥等を落とし、割れているものは接合するなどの整理作業が必要となりますが、第29次調査では膨大な量の遺物が出土したためこれらの作業に時間がかかっておりました。このため、担当学芸員が文化財保護審議会に候補物件として提案して説明できるようになるまで時間がかかりました。他の2件についても同様に担当学芸員が調査研究を進めてきましたが、昨今は尼崎城の天守再建や本丸跡に立地する文化財収蔵庫の建物を歴史館機能として整備する計画の進捗もあって、尼崎城関連の資料を調査する機会が増え、この2件の絵図についての知見が深まったことから、文化財保護審議会でのご審議に十分に耐えるものであると判断して提案させていただきました。

徳山委員 尼崎市の指定文化財として今後検討しているものとしては何件程度あるのか。

歴博・文化財担当課長 概数ですが、控えているものとしては100件程はあるかと思えます。

濱田委員 なぜ鹿の絵が描かれているのか。

歴博・文化財担当課長 推測になりますが、古来から鹿は豊かな実りの象徴であると言われていたり、瀬戸内海の島々を鹿が渡っていくということもあり、鹿は海とも深い縁がある動物といえます。そのため、イイダコがたくさん捕れるようにという願いを込めて描かれていたのではないかと考えられます。

濱田委員 尼崎城の絵図の展示はするのか。

歴博・文化財担当課長 尼崎城の絵図につきましては、10月から11月に尼信会館3階を会場に教育委員会主催で「尼崎城絵図の世界」の開催を予定しておりまして、この展覧会への出品を予定しております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

松本教育長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。教育委員会7月定例会報告事項として総務関係としましては、ご清覧のとおりでございます。学校教育関係としましては、6月27日川崎市の給食センターの視察があり、7月18日には海外語学研修派遣壮行会がありまして8名の生徒を送り出しました。社会教育関係についてはご清覧のとおりです。8月の主要行事予定としましては、7月24日は文教委員会で初協議会があり、8月9日には阪神7市1町教育委員会連合会総会・研修会が予定されております。以上で報告は終わります。

松本教育長 報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これもちまして、尼崎市教育委員会7月定例会を閉会といたします。



以上、尼崎市教育委員会 7 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 6 時 2 0 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 7 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。